

法度

- 一 売買之物一切出入不可改事、
- 一 伝馬諸役令免許之事、
- 一 往還之宿取、亭主無合点者
- 不可借之事、
- 一 火事出来之時、家主入精
を消すへし、若逃走候者可為
- 越度、付其砌濫妨仕候者、可有
- 成敗事、
- 一 喧嘩・口論・押買・狼籍〔種〕可為曲事、
- 右之條々、於違犯輩、可処罪科
- 者也、仍而如件、

慶長六年

八月五日

大久保十兵衛

（長安）